

原野下取りに伴う別荘地 購入契約に係る紛争案件

報 告 書

(東京都消費者被害救済委員会)

平成17年5月

東京都生活文化局

はしがき

東京都は、6つの消費者の権利のひとつとして、「消費生活において、事業者によって不当に受けた被害から、公正かつ速やかに救済される権利」を東京都消費生活条例に掲げています。

この権利の実現をめざして、「都民の消費生活に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある紛争について、公正かつ速やかな解決を図るため、あっせん、調停等を行う知事の附属機関として東京都消費者被害救済委員会（以下「委員会」という。）を設置しています。

消費者から、消費生活総合センター等の都の相談機関に、事業者の事業活動によって消費生活上の被害を受けた旨の申出があり、その内容から必要と判断されたときは、消費生活相談として処理するのとは別に、知事から委員会に解決のための処理を付託します。

委員会は付託を受けた案件について、あっせんや調停等により、紛争の具体的な解決を図り、個別の消費者の被害を救済するとともに、解決にあたっての考え方や判断を示します。

この、委員会の紛争を解決するにあたっての考え方や判断、処理内容等は、東京都消費生活条例に基づき、広く都民の方々や関係者にお知らせし、同種あるいは類似の紛争の解決や未然防止にご活用いただいております。

本書は、平成17年5月31日に委員会から知事に提出された「原野下取りに伴う別荘地購入契約に係る紛争」(平成16年12月2日付託)の報告書を、上記の目的で関係各位の参考に供するために発行したものです。

消費者被害の救済と被害の未然防止のために、広くご活用いただければ幸いです。

平成17年5月

東京都生活文化局

目 次

第1 紛争案件の当事者	..	1
第2 紛争案件の概要	..	1
第3 当事者の主張		1
第4 委員会の処理		2
1 処理の経過と結果	. .	2
2 申立人（消費者）及び相手方（事業者）からの事情聴取等	..	3
3 合意書		3
第5 報告にあたってのコメント		3
1 本件取引の問題点		3
2 法律上の問題点		4
3 あっせん案の考え方について		5
4 同種被害の今後の再発防止に向けて		5

資 料

- 1 「原野下取りに伴う別荘地購入契約に係る紛争案件」処理経緯
- 2 東京都消費者被害救済委員会委員名簿

第1 紛争案件の当事者

申立人（消費者）1名（女性・60歳代）

相手方（事業者）1社（宅地建物取引業者）

第2 紛争案件の概要

一人暮らしである申立人は、12年前に那須の土地（地目は原野）を購入した相手方から突然の電話があり、相手方営業員の訪問を受けた。訪問した営業員から当時購入した土地の権利書を見せてほしいとの申し出があったため、他の業者から購入した土地を含む5件の権利書を見せ、売却の意向を示した。後日、「会社に来てほしい」旨の連絡があり、土地を買い取ってくれるものだと思います、迎えの車で渋谷にある営業所に出かけた。

営業所で、相手方から「今持っている土地を代物弁済（注1）すれば新しい土地が手に入る」という話をもちかけられた。以前高値で買わされた土地を買い取ってくれるということに気をとられ、言われるままに、5箇所の土地を代物弁済（300万円）とし、現金500万円を加えて800万円で中伊豆の別荘用という土地（地目は原野。以下「本件土地」という。）565㎡（約170坪）を購入した。代金は、金融機関まで営業員に同行され手付金を支払い、残金は満期前の生命保険を解約して支払った。

その後、静岡県の委託を受けた不動産鑑定士協会からの地価動向調査の通知があったのを機に、地元の不動産業者に調査を依頼したところ、本件土地の評価は坪1万円（総額170万円）程度であり、冬は積雪により交通止めとなるなど、別荘地としてきわめて条件が悪いことが判明した。さらに、前所有者は、本件土地を昨年総額90万円で相手方に売却したこともわかった。

このため、申立人は「無価値な原野同然の土地とわかっていたら契約しなかった」と相手方に対して、契約の無効を主張し、代物弁済分の土地と500万円の返還を求めた。しかし相手方は合意の上で契約したのであり問題はないと主張し紛争になった。

（注1）債務者が、債権者の承諾を得て、その負担した給付に代えて他の給付をしたときは、その給付は、弁済と同一の効力を有する。（民法482条）

本件については、今回申立人が購入した土地代金の一部として、申立人が所有していた5箇所の土地を相手方が下取りしたことをいう。

第3 当事者の主張

1 申立人（消費者）の主張

売却したいと思っていた土地の下取りをするからと言葉巧みに勧められ、別荘地の購入契約をしたが、条件も悪く原野同然の土地である。はじめから分かっていたら契約しなかった。契約は無効であり代物弁済分の土地5箇所と現金支払分500万円を返してほしい。

2 相手方（事業者）の主張

契約した土地に関する資料は十分に渡している。申立人が納得して契約したものであり問題はない。

第4 委員会の処理

1 処理の経過と結果

本件は、平成16年12月2日、東京都知事から東京都消費者被害救済委員会に付託され、同日、同委員会会長により、その処理が、あっせん・調停部会（以下「部会」という。）に委ねられた。部会は、平成16年12月9日の第1回から8回にわたって開催された。

第1回部会においては、紛争内容の確認を行うとともに、紛争処理の基本的考え方を検討した。

第2回部会は、申立人から勧誘時や契約したときの状況、契約内容の認識、解決の考え方等について事情聴取を行った。

第3回部会は、相手方から販売活動、事実経過、本件の問題点に対する意見や考え方、解決の考え方などについて事情聴取を行った。

第4回部会は、申立人及び相手方からの事情聴取や提出資料の内容、及び当委員会による地元の不動産業者等に対する本件土地の時価（相場価格）に関する調査結果などについて、問題点や論点を審議した。その結果、本件土地の時価は概ね130万円から140万円と推定でき取引価格には暴利性が認められるので、公序良俗違反により無効であるといえること、また、錯誤無効の可能性もある、という内容であっせん案の基本的な考え方を整理した。この基本的な考え方を申立人及び相手方に対し説明し、解決に向けそれぞれ意見交換を行うこととした。

平成17年2月14日、相手方と意見交換を行い、具体的な解決について検討を依頼した。また、相手方が平成17年1月に急遽会社を解散し清算中の状態となったため、その経緯・状況等についても確認を行った。

第5回部会は、申立人と意見交換を行い、解決希望内容について検討を依頼した。

第6回部会では、相手方及び申立人との意見交換の内容を踏まえ、あっせん案を検討した。あっせん案については、少なくとも、時価の2倍を超える取引は公序良俗違反の疑いがあると判断するものであるが、本件については、当事者双方とも速やかな解決を希望しており、さらに申立人の要望も考慮して、取引価格について400万円を超える分は相手方が申立人に返金するというものとした。なお、本件土地は申立人に帰属するものであるが、申立人から、本件土地については、所有すること自体負担が大きく不要なので、相手方に引き取りを強く要望する旨申し出があったため、最終的にはその希望を尊重することとした。

平成17年3月23日、相手方に対し、あっせん案等を説明した。

第7回部会は、申立人及び相手方からの解決希望内容を最終確認したうえ、あっせん案を確定するとともに、報告書案を検討した。

あっせん案は、相手方が申立人に400万円を返金し、本件土地は、申立人が400万円の返金受領後、相手方に引き渡すこととした。

平成17年4月14日、申立人及び相手方にあっせん案を書面で提示し、それぞれの受諾を得たので、平成17年4月21日付で合意書を取り交わした。

第8回部会は、あっせん案の受諾により作成された合意書を確認し、本件の報告内容を検討・決定した。

2 申立人及び相手方からの事情聴取等

申立人から、勧誘時・契約時の状況、契約内容の認識、希望解決内容等について、2回（平成16年12月16日、平成17年2月24日）にわたり事情を聴取し、意見交換を行った。

また、相手方から、勧誘時・契約時の状況や説明内容、本件の問題点に対する意見や考え方などについて3回（平成17年1月11日、2月14日、3月23日）にわたり事情を聴取し、意見交換を行った。

概要は別表（7頁参照）のとおりである。

3 合意書

申立人と相手方は、平成17年4月21日付で、本紛争案件に係る合意書を、次の内容で締結した。

- 1 相手方は、申立人に金4,000,000円を返金する。返金の方法は申立人の指定する預金口座等に、平成17年4月25日までに振込むものとし、振込みにかかる手数料は相手方の負担とする。
- 2 申立人は、第1項の金4,000,000円の入金を確認後、相手方に対し、本件土地（中伊豆の土地565㎡）を返還し、返還に係る登記手続等の一切の費用は相手方の負担とする。
- 3 申立人と相手方との間には、代物弁済の土地5筆が相手方に帰属することを含め、本件あっせん条項以外に、本件紛争に関して相互に何らの債権債務がないことを確認する。

第5 報告にあたってのコメント

1 本件取引の問題点

（1）売買契約について

申立人は、60歳代半ばの一人暮らしの女性であり、不動産取引の知識の乏しい消費者である。本件は、かつて相手方などから5箇所の土地（地目は原野、山林など）を購入した申立人が、そのことを後悔し、これらの土地の処分を希望していたところ、相手方から12年ぶりに連絡があり、平成16年1月27日に相手方の最初の訪問を受けた。その後、同年2月9日に相手方営業所へ車で案内されて行き、取引の成立となったものである。

本件取引は、相手方の最初の訪問から売買契約締結（同年2月9日）までが約2週間という短期間であり、しかも本件土地については、紹介されたその当日に、現地を見ることなく、売買契約が締結された。そのため手付金は用意しておらず、当日契約後、その足で相手方社員の運転する車で金融機関に赴き、申立人が口座より80万円を引き出して相手方社員に渡している。また取引価格800万円のうち300万円は、前記5箇所の土地で代物弁済することとし、これを除いた現金支払分500万円については手付金を引いた残金（420万円）をわずか11日後（同月20日）に決済させている。

(2) 取引価格について

本件土地は取引価格 800 万円であったが、相手方は本件土地を、平成 16 年 2 月 2 日に相手方関係会社から 120 万円で購入している（なお、同関係会社は本件土地を前所有者から平成 15 年 7 月に 90 万円で購入している）。しかしながら、当委員会が地元自治体や不動産業者等へ時価評価などについて調査を行った結果によると、本件土地の時価は 130 ～ 140 万円程度であった。

2 法律上の問題点

(1) 勧誘行為の問題

申立人は、かつて相手方などから土地を購入した経緯があるとはいえ、不動産取引については素人であり、土地の形状、機能、利用価値、利用方法などについて十分な情報を持ち得ない立場の高齢者であった。

相手方は宅地建物取引業者であり、土地販売勧誘に際し、公正な情報を提供して、消費者に誤解を生じさせないようにする義務がある。相手方は、申立人に対しては、多くの関係資料を示して説明を行ったと主張するものではあるが、土地の利用価値、転売可能性、価格などについて公正な情報が提供されたのであれば、本件取引の契約締結は行われなかったと考えるのが妥当であり、本件売買契約は、消費者契約法 4 条 2 項に規定する不利益事実の不告知に抵触する疑いがある。また、東京都消費生活条例（以下「条例」という。）25 条 1 項 1 号、同施行規則（以下「規則」という。）6 条 2 項に規定する重要な情報の不提供、及び規則 6 条 3 項に規定する誤信させるような事実の告知、条例 25 条 1 項 2 号、規則 7 条 9 項に規定する従前の取引情報を利用した不当な勧誘行為に該当する可能性がある。

(2) 価格の問題（暴利行為性）

前述したとおり、本件取引価格（800 万円）は、1 週間前に相手方が仕入れた価格（120 万円）の 6.6 倍であり、当委員会の調査した時価（130 ～ 140 万円）の 6 倍前後に達する。一般的に売買契約における販売価格が時価の何倍を超えれば、暴利行為として公序良俗違反（民法 90 条）により売買契約が無効となりうるかは難しい問題である。

しかし、当委員会としては、土地取引に関する主要な紛争領域であった代物弁済の予約等^(注2)が「仮登記担保契約に関する法律」によって、その不動産の適正価格と考えられる時価を基準として債務額との差額は清算により解決されるようになったこと、裁判例の中には、通常取引価格の約 2.3 倍で工事請負契約を締結させたことを注文者に対する不法行為にあたることとした事例^(注3)等があること、本件取引は土地売買を職業とする専門業者と素人の消費者との契約であり、消費者保護の要請が強いことなどを考慮し、少なくとも時価の 2 倍を超えた場合には、特段の事情のない限り、公序良俗違反の疑いがある。さらに本件について、あっせん解決を考慮しても、3 倍を超える契約の効力を維持することは妥当でないと考えた。

(3) 錯誤による無効

申立人は、本件土地の取引価格（800万円）が時価の6倍前後に達することを知らなかったものであり、申立人がその事実を知っていれば売買契約を締結するとは通常考えられないので、本件売買契約は、要素の錯誤となり無効となる（民法95条）のとらえ方もできる。

なお、最近の裁判例の中には、売主側に価格についての錯誤無効を認めたケースもある（注4）。

（注2） 金銭債務を担保するため、その不履行があるときは債権者に債務者に属する不動産の所有権を移転することを目的としてなされる契約。

（注3） 東京地判昭和63年10月28日判例タイムズ699号228頁

（注4） 横浜地判平成10年4月27日判例タイムズ1023号191頁

土地が売買され、その代金額7000万円が路線価の70%であることが契約書に明示されていたケースで、実際には、路線価の70%相当額は1億2900万円余りであったこと、当該土地の当時の時価評価額は2億円余りであった事件で、錯誤による無効を認めたものである。

3 あっせん案の考え方について

当委員会は、申立人と相手方との売買契約は、取引価格が時価の6倍に相当するものであり、公序良俗違反などにより無効であると判断するものである。その意味では、相手方には現金500万円と代物弁済により取得した5箇所の土地を返還させ、申立人には本件土地を返還させることが本来行われるべきと考えられる。

しかしながら、あっせん案提示にあたっては、契約の経緯などの事実関係に当事者間の主張に隔たりがあり、相手方は本件売買契約の有効性を強く主張していること、さらに相手方が当委員会での審議途中に急遽会社を解散し清算手続状態となったこと、不動産価格を争点とした訴訟には難しい点もあり申立人にとっても困難な問題であること、当事者双方が速やかな解決を希望していることなどを考慮した結果、時価の3倍を超えて支払った400万円を相手方が申立人に返金することで解決を図った。なお本件土地については、申立人から、管理費等を含め所有すること自体が大きな負担になるので不要であり、相手方に引き取りを強く要望する旨申し出があったため、相手方が引き取ることで処理するものとした。

4 同種被害の今後の再発防止に向けて

(1) 事業者に対して

消費者にとって、一般に土地取引は不慣れであり、土地の状況、価格の違いなども分かりにくく、判断となる情報の入手も容易とは言えない。特に消費者の居住地から遠い地域の場合はなおさらである。

本件では、申立人が相手方へ出向いたその日に具体的な土地を紹介され、契約まで行われているが、購入の判断に必要な情報について、果たして適切な提供が行われたのか、申立人の理解が十分でないまま、以前購入した転売困難な土地を早く売却したいという思いを巧みに利用した勧誘が行われたのではないかと疑念するものである。

申立人は土地取引の知識が乏しい60歳代半ばの消費者であるのに対し、本件事業者

は、宅地建物取引業者であり、とりわけ取引の公正の確保と、購入者等の利益の保護を図ることが求められるものである。さらに、消費者契約法の観点からも、消費者の判断に関わる重要事項については十分な説明義務を果たすことが必要である。

また、本件申立人が代物弁済した5箇所の土地は、その購入経緯など、値上がりや換金性を強調されながら市場価値の低い原野・山林等の土地を高価格で購入させられる、いわゆる原野商法といえるものである。今回はそれらの土地を買い取ってもらえるのではないかという思いがきっかけとなっている。

このような原野商法の「一次被害」といえるような土地を所有する消費者、特に高齢者に対し、転売を装って別の土地を販売したり、広告を掲載する、あるいは測量、整地が必要などといって、さらに新たな契約をさせ金員を詐取する「二次被害」に繋がる悪質な勧誘・販売行為を行う業者も多い。消費者の窮状に付け込むような販売行為は許されるものではない。

(2) 消費者に対して

一般に土地の価格は、その環境、地域、周辺状況その他の条件により著しく異なることは周知の事実である。また高額な費用が絡むものであり、維持管理費の負担など含め、購入にあたっては自ら現地を確認するとともに、その地域や土地に係る必要情報を収集することは消費者にとっては不可欠である。まして、「財産」あるいは「投資」として考えるのであれば、換金性のリスク等について、事業者の説明を鵜呑みにせず、より厳密な情報収集と慎重な対応が必要である。

土地の評価については、遠方のため現地にすぐに行けないときでも、地元の自治体等に照会したり、地元不動産業者などから販売価格など、現地の情報を収集することも可能である。また、このような自らの理解や調査も不十分なままに契約を急がせる事業者の信頼度に疑問を持つ感度を備えることも消費者として求められるといえる。

(別表) 申立人及び相手方からの事情聴取等の概要

(1) 申立人からの事情聴取

項目	内容
1 契約前の状況	<p>平成16年1月23日、営業員から突然電話があった。土地は買うつもりはないと関わりを拒否したが、12年前に、2倍には売れるなどといわれて買った土地を買い取ってくれるかもしれないと思い来訪を承諾した。</p> <p>平成16年1月27日営業員が来訪し、他社から購入した土地を含め5箇所の土地の権利書を見せた。買い取ってもらえるかどうかを尋ねたところ、社長に見せるからと言われたので権利書を預けた。</p> <p>その後営業員は来訪していないが、平成16年2月9日に営業所に来てほしいと連絡があり了承した。</p>
契約時の状況・経緯	<p>会社訪問</p> <p>平成16年2月9日、権利書を既に相手方に預けてあるので、土地を買ってくれると思いき、営業員の迎えの車で相手方の営業所出向いた。5箇所の土地を売却して、別の1箇所の土地にするつもりで行ったのではない。またそのようなことは思ってもいないし、話もしていない。</p>
	<p>土地についての説明の経緯</p> <p>相手方から、現在持っている土地は人気が無い、伊豆に素晴らしい土地があるからと、2箇所の写真を見せられて、どちらがいいかと聞かれた。一方は300万円だったが崖のような場所なので、中伊豆の方がいいと言った。但し、土地を買うつもりは全くなかったため、自分から伊豆がいいなどとは言っていない。</p> <p>契約後、周辺の土地価格等が載っている雑誌を見せられた。2千万円台の物件が多かったと思う。</p> <p>契約後、別荘地の管理関係書類を見せられ、大手の会社が扱っているとの説明だったので、管理もしっかりしていいのではないかと答えた。現地へ案内できると契約後にいわれたが、そのうちに行きたいと言った。</p>
	<p>重要事項説明</p> <p>契約書に署名・捺印後、重要事項説明書を社長が読み上げた。立ち会ったのは社長と営業員だけである。</p>
	<p>契約書の記載</p> <p>契約時、相手方から、手付金1割80万円を今日払ってほしいといわれた。当日は所持金がなく、銀行でおろさないといけないという、銀行へ送っていくといわれた。</p> <p>残金420万円の支払期限が平成16年2月20日と言われ、契約していた生命保険の満期が4月なので、それまで待つてほしいと言ったが、そんなに待てないといわれる。</p> <p>契約書の署名は自分で書いたが、金額や日付は社長が書き込んだ。</p>
3 支払い	<p>手付金80万円は、契約後営業員の車で帰宅する途中、金融機関2箇所に立ち寄り現金を引き出し、営業員に渡した。領収書は受領した。</p> <p>残金420万円は、生命保険を解約した。平成16年2月20日、営業員が来訪したので、残金を支払い領収書を受領した。</p>
4 土地の価格について	<p>平成16年3月末に不動産鑑定士協会の価格調査をきっかけに、地元の不動産業者に取引価格を聞いた。5分の1位の価格で、冬は積雪で通れなくなることがあり、なかなか売れない土地とのことだった。</p>
5 解約等の申出	<p>契約に疑念を感じ、購入したことを後悔し、平成16年4月と5月に社長宛に早く売却するか、買い取ってほしい旨手紙を出した。同年7月にも同様内容の手紙を送付した。</p> <p>手紙の返事がなく、電話でも何回か同様の申し出をした。社長は、取引価格は高くない、坪3~6万円を取り引きされているというので、坪3万円で見取って欲しいと言ったが、良い買い手が見つければ売ってあげると言う返事で、誠意ある対応をしてもらえなかった。</p> <p>平成16年8月に前所有者に連絡し、売却価格が90万円だったことを知った。専門家等に相談して、同年9月に解約通知を社長宛に送付した。</p>
6 希望する解決	<p>(当初の希望)契約を元に戻し、土地5箇所と現金500万円を返金してほしい。</p> <p>(最終の希望)現金支払分のうち400万円は返金してほしい。土地は管理費等の負担も大きく不要であり、相手方の引取りを希望する。</p>

(2) 相手方からの事情聴取

項 目	内 容	
1 契約前の状況	<p>営業員は、平成16年1月27日と2月4日の2回訪問した。2回訪問して、今回の代物弁済の土地5箇所の所在地や地目などを書き写してきた。権利書は持ち帰っていない。平成16年2月4日に訪問した際、申立人から、5箇所の土地を1箇所にしたいとの話があった。</p>	
2 契約時の状況・経緯	<p>会社訪問</p>	<p>平成16年2月4日に、持っている土地を別の土地に代えたいという話があったので、それを受けて、相談のため営業所へ来訪してもらった。</p>
	<p>土地についての説明の経緯</p>	<p>1箇所にする土地の候補を事前には決めてはいない。当社で扱っている地域などをいくつか話し、物件の紹介雑誌を見てもらった。伊豆は、申立人からこの方面もいいという話があり、当社でも扱っているの、大手の会社の物件資料を見せたときに、申立人が、その大手の会社の関係物件がいいという話があった。土地については、多くの関係資料を示し、説明した。現地に行くには基本的に車でないと行けないと説明している。積雪の状況は特に話しはしなかったが、その場合は除雪が行われ、よほどでない限り通行可能と聞いている。現地にはいつでも案内できると言ったが、申立人は暖かくなってから行くとの話しであった。</p>
	<p>重要事項説明</p>	<p>契約前に当社の宅地建物取扱主任が行った。</p>
	<p>契約書の記載</p>	<p>契約時に、手付金として1割の80万円を今日支払ってほしいと話すと、何とか用意するとの返事であった。残金支払期限の平成16年2月20日は特に急いだ日程とは考えていない。申立人は、この日なら大丈夫と言った。申立人が待つて欲しいと言ったのに拒否したのではない。契約書面の日付は、手付金、残額、代物弁済の額を申立人に意思確認したあと、確認の意味で本人に直筆で記載してもらっている。</p>
3 支払い	<p>手付金80万円は、申立人が銀行に寄りたいとのことだったので、営業員が車で送り、受領したもので、無理矢理同行したのではない。残金420万円の支払いも申立人の了解のもとであり、急がしてはいない。また、生命保険を解約したという話しは契約時には聞いていない。</p>	
4 土地の価格について	<p>販売価格設定は、同じ地域の物件を販売している大手の会社等の価格・資料などを参考にしている。</p>	
5 解約等の申出	<p>契約から残金支払いまでの間、申立人から契約をやめたいというような連絡は一切無かった。申立人から手紙をもらい、こちらから話し合いを提案したが、一方的な言い分の電話・手紙だけで、話し合いの機会がもてなかった。契約にあたっては、十分な資料を渡して説明し、納得されて契約したものであり、どこが問題なのか疑問である。</p>	
6 希望する解決	<p>(当初の希望)申立人が納得し契約したものであり、契約は有効であり問題はない。 (最終の希望)納得できれば減額には応じたい。当社が解散した事情もあり速やかな解決を希望する。</p>	

資料 1

「原野下取りに伴う別荘地購入契約に係る紛争案件」処理経緯

年 月 日	会 議 名	内 容
平成16年12月2日		紛争案件の処理を知事から委員会会長に付託、部会の設置
平成16年12月9日	第1回 あっせん・調停部会	紛争内容の確認、処理方針の検討 等
平成16年12月16日	第2回 あっせん・調停部会	申立人からの事情聴取
平成17年1月11日	第3回 あっせん・調停部会	相手方からの事情聴取
平成17年2月3日	第4回 あっせん・調停部会	事情聴取内容の確認、問題点整理・検討
平成17年2月14日		相手方との意見交換
平成17年2月24日	第5回 あっせん・調停部会	申立人との意見交換、あっせん案の検討
平成17年3月11日	第6回 あっせん・調停部会	あっせん案の検討
平成17年3月23日		相手方へあっせん案等を説明
平成17年4月7日	第7回 あっせん・調停部会	あっせん案の決定、報告書案の検討
平成17年4月21日		合意書の締結
平成17年4月28日	第8回 あっせん・調停部会	あっせん成立の確認、報告書案の検討・決定
平成17年5月31日		知事への報告

資料 2

東京都消費者被害救済委員会委員名簿

委員（20名：50音順）

（平成17年5月31日現在）

氏名	現職	備考
学識経験者委員 12名		
淡路 剛久	立教大学大学院法務研究科委員長	会長 本件あつせん・調停部会長
沖野 眞己	学習院大学大学院法務研究科教授	
織田 博子	駿河台大学大学院法務研究科教授	
金岡 昭	弁護士	
北河 隆之	弁護士、琉球大学大学院法務研究科教授	本件あつせん・調停部会委員
後藤 巻則	早稲田大学大学院法務研究科教授	
桜井 健夫	弁護士	
高野 真人	弁護士	
野澤 正充	立教大学大学院法務研究科教授	
升田 純	中央大学法科大学院教授、弁護士	
松本 恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授	会長代理
米川 長平	弁護士	本件あつせん・調停部会委員
消費者委員 4名		
奥 利江	主婦連合会 常任委員	本件あつせん・調停部会委員
寺田かつ子	東京都地域消費者団体連絡会 副代表委員	
飛田恵理子	特定非営利活動法人 東京都地域婦人団体連盟 生活環境部副部長	
矢野 洋子	東京都生活協同組合連合会 常務理事	
事業者委員 4名		
遠藤 貞夫	東京工業団体連合会 専務理事	
中野 達雄	東京都商工会連合会 副会長	本件あつせん・調停部会委員
若月 一夫	東京都中小企業団体中央会 常任理事	
渡邊 順彦	東京商工会議所 議員	